

条 例 見 直 し 調 査

		作成年度	平成22年度
条 例 名	国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例		
条 例 番 号	平成17年神奈川県条例第106号	法 規 集	第6編第2章
所 管 課	保健福祉局保険医療部医療保険課		
条 例 の 概 要	国民健康保険法の規定に基づく都道府県調整交付金の交付に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>(現在でも必要な条例か。)</small>	国民健康保険法第72条の2において、市町村に都道府県調整交付金を交付するためには条例によることとされていることから、本条例は必要である。	交付実績 平成20年度 29,170,000千円 平成21年度 31,460,000千円
	有効性 <small>(現行の内容で課題が解決できるか。)</small>	都道府県調整交付金は、市町村が行う国民健康保険の財政運営を調整するため有効に機能している。	
	効率性 <small>(現行の内容で効率的といえるか。)</small>	都道府県調整交付金の交付については、国民健康保険法及び政令に基づき定められた交付金を交付しており効率的である。	
	基本方針適合性 <small>(県政の基本的な方針に適合しているか。)</small>	本条例に基づく都道府県調整交付金の交付は、国民健康法の目的である、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与することで、県の基本方針に適合している。	
	適法性 <small>(憲法、法令に抵触しないか。)</small>	国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付について定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成27年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>